

令和8年3月30日に開催しました第1回「三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)」の制定に向けた有識者会議の概要は、次のとおりです。

1 会議の名称

三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)の制定に向けた有識者会議

2 開催日時

令和8年3月30日(月)15時から17時まで

3 開催方法

対面・オンライン併用開催

4 出席者

三重県知事(冒頭あいさつのみ)

出席12名(対面9名、オンライン3名) 欠席1名(奥村委員)

5 会議の概要

(1)知事挨拶

南海トラフ地震は、いつ来てもおかしくないという状況。去年の3月に国から発表された被害想定、本日発表した三重県の被害想定でも非常に大きな被害が発生。県としては不安をいわずらにあおるつもりはなく、正しく結果をとらえて、正しく恐れ、正しく対応していくということが何よりも大事。

そのための一助となるのが、南海トラフ地震に特化した条例。防災対策の条例は既にあるが、南海トラフ地震に特化した条例を作っていないと、県民の皆さんの意識、対策の焦点がぼやけてしまう可能性がある。

通常の地震を超える大きな地震が来た場合に、いわゆる災害弱者と言われてる方々に対してどう対応していくのか、被害に遭われる方の数をいかに少なくしていくかを常に考えておく必要がある。

大事なのは、事前防災だと承知をしているが、この条例をつくること自体も事前防災の1つ。県民の皆さんの命を守る条例にしていきたいので、よろしくお願い申し上げます。

(2)座長選任

出席委員の互選により、福和委員を座長に選任しました。

また、福和座長からの指名により、川口委員を座長代理に選任しました。

(3)事項1 条例の必要性

<事務局からの説明>

- ・県では令和2年3月 24 日に自然災害全般に対する防災対策を規定した「三重県防災対策推進条例」を制定。自助、共助、公助の観点から各主体の役割を網羅的に記載。
- ・本条例に基づき、ハード・ソフト対策など様々な取り組みを進めてきたが、国の被害想定を見ると、本県の被害はそれほど減少していないのが現状。
- ・発災直後に想定される津波襲来等の南海トラフ地震特有の課題について、県民・事業者・行政がともに徹底した事前防災対策を講じていく必要。今回策定する条例では、三重県防災対策推進条例の基本理念に則りつつ、南海トラフ地震の被害をできるだけ低減することを目的としたい。

(4)事項2 南海トラフ地震による三重県の被害の様相

<事務局からの説明>

- ・南海トラフ地震による三重県の被害は、人口あたりの数字で考えると、東日本大震災(東北 3 県)の数倍以上、能登半島地震(石川県)の数十倍。
- ・太平洋側の広範囲(約 6,000 万人が暮らす範囲)で甚大な被害が発生すると同時に、三重県でも甚大な被害が発生するため、救助・救援や復旧に取り組むにあたって、物的にも人的にも圧倒的にリソースが不足。
- ・そのため、行政だけでなく、事業者、県民などあらゆる主体が総力をあげて取り組む必要。また、被害を少しでも低減させるため、徹底した事前防災の取組が必要。

<委員からの主な意見>

同日に県が公表した南海トラフ地震の被害想定も参照しながら、委員間で被害の様相についての質疑が行われました。主な論点は以下のとおりです。

- ・(対象)条例で対策を検討する対象は、L1(過去最大クラス)、L2(理論上最大クラス)のどちらか。
- ・(地域)津波がすぐに到達する南部、広範囲で液状化するとともに長周期地震動による影響が心配される人口の多い北部、と地域ごとに特徴がある。
- ・(耐震基準)現行の耐震基準、福祉施設や学校といった施設の耐震化の状況を確認する必要。
- ・(要配慮者)広域避難しなくて済むような方策が必要。
- ・(土地利用)高台へ街の機能や住まいを移転するといった、危険な場所に住まないという考え方。
- ・(免責)発災時に事業者が行動しやすいよう、行政が免責するという観点。
- ・(産業)産業面の被害想定、サプライチェーンがどうなるか。

- ・(道路)各種施設を回復するための道路の重要性。
- ・(医療)医薬品のサプライチェーン、少人数でも病院を回せる体制づくり、精神疾患への対応。

(5)事項3 南海トラフ地震特有の課題について

<事務局からの説明>

事務局で検討した特有の課題について説明。

また、特有の課題とその対策を学ぶため、過去の大規模災害の被災地や、先進地の調査を行う旨を説明。

<委員からの主な意見>

事務局が示したものも含め、特有の課題について議論していただきました。主な論点は以下のとおりです。

- ・(社会サービスの維持)病院、福祉、学校、保育所といった社会サービスの維持、優先順位の考え方。
- ・(経済活動)産業、経済基盤への影響も大きな課題。
- ・(発災時のオペレーション)訓練等による DMAT などのオペレーション確認。各種防災協定の実効性を担保できるルールづくりが必要。
- ・(理念と対策)県民や事業者に義務を課すことも出てくるだろうが、絵に描いた餅とならないことが重要。
- ・(人材育成、防災教育)防災の専門家の育成、生き延びるための防災教育。
- ・(規制緩和)発災時の個人情報取扱いなど。
- ・(インフラ)道路や下水など、インフラの標準化や冗長化。
- ・(自助からこぼれるケース)自助に取り組みたくても取り組めない経済的弱者等への対応。
- ・(地域別、広域対応)南部地域の孤立対策など地域ごとの被害の特徴をふまえた各地域の対策。基礎自治体の枠を超えた取組の必要性。
- ・(現行条例との関係)三重県防災対策推進条例に書かれていないことの整理、全てを救うことが難しい南海トラフ地震対策との整合性。
- ・(特化した条例の意味)南海トラフ地震へ対策できることで誰もが住みやすい地域になる、といっためざす社会の姿を示す。

6 会議の公開・非公開

会議は「事項1 条例の必要性」までを公開し、その後は非公開で行いました。